

平成31年度 中心市街地賑わい街づくり支援事業
支援金の支給及び申請手続き等に関する取り扱い
(商業体験支援事業)

港都つるが株式会社

《支援事業の基本的な考え方》

- ① 「中心市街地の賑わいやコミュニティの再生」に寄与していること。
- ② 「潜在する集客企画案の掘り起こし」に寄与していること。
⇒地域住民の「親睦」や「懇親」とは趣旨を異にします。
- ③ 次の世代を担う若い世代の参画を促すこと。
- ④ 事業年度内であっても本事業の予算がなくなった時点で本事業の支援を終了とします。

《支援メニュー》

	商業体験支援事業
内 容	高等学校等若い世代が商店街等によるイベントと連携し、賑わいにつながる事業を実施する場合に必要な経費を支援する。
支援対象者	高等学校、専門学校、大学 など 学生が主となって構成されている団体
支援対象経費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、保険料、使用料、賃借料、光熱水費、食糧費（当日運営に携わる方の弁当代に限る）
支援限度額	支給限度額 10万円/1団体 対象経費から収入相当額を控除した額
事業例	模擬店の出店、学校活動等の活動状況を報告・展示するためのブース運営など
備 考	本支援制度と敦賀市の他の補助制度等を合わせて受けることは認めません。

《申請手続き》

○支給申請に必要な提出書類

- 支援事業交付申請書（様式第1号）
- 事業実施計画書（様式第2号）
※様式第2号の記載内容を網羅している場合は任意様式でもかまいません。
- 事業収支予算書（様式第3号）
- その他事業の申請にあたり参考となる資料

○実績報告に必要な提出書類

- 実績報告書（様式第10号）
- 事業実施報告書（様式第11号）
※様式第11号の記載内容を網羅している場合は任意様式でもかまいません。
- 事業収支決算書（様式第12号）
- 賃料に関する領収書の写し
- その他参考となる資料（記録写真、チラシなど）

○申請手続きスケジュール

随時（令和2年3月1日まで）

申請書を港都つるがへ提出

- ※イベント詳細が確定していない場合もあるかと思えます。詳細すべてが確定している必要はありませんが、実施を前提とした事業内容で提出してください。
- ⇒申請書内容について、修正点・不明点などの確認（不備がある場合は再提出）

支援の可否を港都つるがから申請者に通知

イベントの実施

～3カ月後（又は令和2年4月4日まで）

実績報告書を港都つるがへ提出

- ※支給額の決定については、最終的に事業終了後に提出される事業実施報告書及び収支決算書によって決定します。

注）支援申請及び実績報告の最終提出期限

支援申請…令和2年3月1日

※期限日以降の支援申請は受付できません。

実績報告…令和2年4月4日

※期限までに報告書の提出が無い場合は、支援金の支給は行いません。

《経費に関する取扱い》

- ① 事業を実施するためにかかった対象経費のうち、売上等による収入額を差し引いた金額を補助する。
- ② 収益に関する確認資料として通帳のコピー又は帳簿等明細が分かるものを提出してください。
- ③ 支給額の決定については、最終的に事業終了後に提出される事業実施報告書及び収支決算書によって決定し、申請時において承認した支給限度額を超える支援は、行いません。
- ④ 本支援制度と敦賀市の他の補助制度等を合わせて受けることは認めません。
- ⑤ 対象経費及び対象外経費については、次のとおりとします。

【対象経費】

- ・ 消耗品費、原材料費、印刷製本費、保険料、使用料、賃借料、光熱水費、食糧費（当日運営に携わる方の弁当代に限る）

【対象外経費】

- ・ 参加賞、賞金（金券を含む）、景品代
- ・ 振る舞いにかかる経費。振る舞いの定義としては、不特定多数を対象に材料費の原価以下で販売、配布したものとします。
- ・ 神事等に対するお祓い料や祈祷料
- ・ その他、申請時において不承認となった事業経費